

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成27年8月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
事務の概要	<p>【業務概要】 高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>1. 資格管理業務 (1) 被保険者証の即時交付申請 住民からの被保険者資格等に関する届出情報をもとに、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)において即時に受付・審査・決定を行い、その情報をもとに被保険者証、被保険者資格証明証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「被保険者証等」という。)を発行する。 (2) 住民基本台帳等の取得 住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3) 被保険者資格の異動 (2)により送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者証等を発行する。</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定する。決定された保険料情報等のデータを後期高齢システムに取り込み、徴収方法及び期割額を決定し、被保険者に通知する。 (2) 保険料収納管理 (1)において決定した保険料額に対する収納情報等を後期収納システムを用いて管理し、収納情報のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 被保険者からの高額療養費支給申請書等を受け付けし、標準システムに入力する。入力された情報をもとに広域連合が標準システムにおいて当該情報を用いて支給決定を行い、被保険者に通知する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う業務】 広域連合への住民基本台帳情報の送付 被保険者証、被保険者資格証明証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 被保険者に係る申請等の受理</p>
システムの名称	後期高齢システム、後期収納システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	府中市市民部保険年金課
所属長	保険年金課長 中村 孝一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政務総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市市民部保険年金課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4033

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

